# 上田自由大学受講者群像(1) 一宮下周、堀込義雄の軌跡―

# The Intellectual Footprints of Itaru Miyashita and Yoshio Horigome on the Characteristics of the Ueda Free University Students

# 長島伸一\*

# Shinichi NAGASHIMA

#### はじめに

1920年代初頭における上田小県地域の青年運動 の大略は、以下のようなものであった。1920年1 月に上田市連合青年団が、翌月には小県郡連合青 年団(以下、郡連青と略記)が設立された。郡連 青は、各町村青年団を統合したものであったが、 団長に郡長、副団長には郡視学が就くような官製 的な性格の色濃い組織であった。それに飽き足ら ない青年団員たちは、同年10月に信濃黎明会を発 足させる。猪坂直一によれば、会員は「自由とい い解放といっても切実な階級意識をもつものでは なく|「要するに官製青年会にあきたらず、近時 のデモクラシー気運に若い血汐をたぎらせて飛び まわろう」という青年たちであった10。また一年 後の1921年10月には長野県連合青年団が設立さ れ、翌11月からは信濃自由大学が開講される。こ うして、上小地域には時期をほぼ同じくして、町 村青年団を中心にそれを束ねた連合体である郡連 青と、普選と軍縮の運動を推進する政治組織であ る信濃黎明会と、教育機関である信濃(上田)自 由大学とが鼎立することになった。

本稿では、それぞれその目的を異にする青年組織に係わったメンバーの重畳関係を、まずは確認しておきたい。具体的には、郡連青の『団史』第3輯から作成した役員リストをもとに、郡連青役

員と、「信濃自由大学会計簿」「上田自由大学会計 簿」「自由大学雑誌発送簿」「信濃黎明会記録」に 記載された青年たち(受講者・購読者・会員)と を重ね合わせ、町村青年団活動に止まらず広域の 青年運動に関わった自由大学受講者たちを特定す る。そのうえで、その後対照的な教育・文化・政 治活動をすることになる二人の人物、すなわち宮 下周と堀込義雄を採り上げ、その軌跡を辿ること にしたい。

なお、村の青年団が編集発行していた『時報』 からの引用は、原則として当用漢字と新仮名遣い に改めてある。

# 1. 郡連青役員と自由大学受講者

広域の青年運動、すなわち信濃黎明会と郡連青の概要について、まずは簡単にふれておきたい。このうち信濃黎明会については、先にふれた猪坂直一の冊子と「信濃黎明会記録」を詳細に分析した山野晴雄の論考<sup>2)</sup>とが既にあるので、ここではその会員のうち自由大学の受講者を特定するだけに止めておきたい。

信濃黎明会会員のうち自由大学の受講者は、猪坂直一、山越脩蔵、松前七五郎、宮下智三郎、工藤七左衛門、横関豊龍、宮下周、中澤守平、清水實、南條三二郎の10名である。このうち郡連青役員経験者は、宮下周以降に名を挙げた4名であっ

た。

他方、郡連青の役員は、団長1名、副団長2名、幹事2名、評議員6名からなり、また代議員は町村の青年団(青年会)から選出された青年団長各1名から構成されていた。任期は団長・副団長が2年で、代議員会における選挙で選出され、幹事の任期も2年で、団長が選任することになっていた。一方、評議員の任期は1年で、郡内の三地区、すなわち川東12ヵ村、依田窪3町8ヵ村および川西10ヵ村から各2名ずつ計6名が、各地区の代議員すなわち町村青年団長の互選により選出

されていた3)。

設立時(1920年)の郡連青役員は、団長が安藤 兎毛喜(郡長、1920年3月~22年1月)、副団長 は岡村千馬太(郡視学、20年2~5月)、五味繁 作(郡視学、20年7月~22年1月)、幹事は沓掛 喜(20年2月~22年1月)、岡田忠一(20年11月 ~24年2月)であった。したがって少なくとも22 年1月までは、官製的性格を脱しえなかったと判 断できる。

1921年から1932年までの12年間の郡連青役員一 覧は以下のとおりである<sup>4</sup>。

年 度	団 長	副団長	幹 事	評議員
1921 (T10)	安藤兎毛喜	五味 繁作	岡田 忠一 沓掛 喜	柳沢賢次郎、吉池泪壬、宮下周、中澤守 平、佐藤孝之、室賀秀四郎
1922 (T11)	沓掛 喜	宮下 周柳沢純之助	岡田 忠一 栗林 農夫	柳沢賢次郎、佐藤亀太、吉池泪壬、細田延 一郎、室賀秀四郎
1923 (T12)	沓掛 喜	宮下 周柳沢純之助	岡田 忠一 細田延一郎	柳沢賢次郎、小林直樹、遠藤要蔵、小林泰 一、青木長寿
1924 (T13)	宮下 周	細田延一郎 柳沢賢次郎	宮原 武夫 堀込 義雄	石井清司、小井戸楢次郎、吉池清次郎、南 条三二郎、青木長寿
1925 (T14)	細田延一郎	柳沢賢次郎 石井 清司	宮原 武夫 堀込 義雄	小井土楢次郎、吉池清次郎、青木長寿、南 条三二郎、峰村嘉孝
1926 (T15)	細田延一郎	石井 清司 橋詰袈裟二	田村 賢一 矢島 二郎	宮沢才吉、清水實、土屋文次郎、永井嗣 水、沓掛袈裟雄、峰村嘉孝
1927 (S 2 )	石井 清司	永井 嗣水 清水 實	田村 賢一 矢島 二郎	中澤平八郎、土屋文次郎、清水義三郎、和 泉民次郎、宮原藤三
1928 (S 3)	山浦 国久	宮原 藤三 斉藤対次郎	田村 賢一 和泉民次郎	小林隆太郎、柳沢儀一郎、桜井秀雄、小林 茂夫、武田駒之助、小泉謙介
1929 (S 4)	宮原 藤三	斉藤対次郎 中島 忠次	田村 賢一 赤沼 傳	田中金夫、坂口譲、桜井秀雄、小林茂夫、 小出万允、小泉謙介
1930 (S 5)	斉藤対次郎	山辺 聖 小出 万允	田村 賢一 小泉 謙介	三井袈裟一、田中金夫、小林茂夫、小林啓 郷、山極久憲、小山勝
1931 (S 6)	小出 万允	山辺 聖 小林 啓郷	田村 賢一 小林 茂夫	田中金夫、横沢牛之助、岩下巌、両角敏 男、山極久憲、石井泉
1932 ( <b>s</b> 7)	小林 小十	小林 啓郷 塩沢平八郎	田村 賢一 望月 與十	龍野長夫、斉藤斉、唐沢俊夫、小市基、林 長次、赤羽光利

郡連青の日常活動は、収支予算の細目から知ることができるが、その細目が比較的詳しく記載されている1929年度の予算書によれば<sup>50</sup>、歳入1,403円のうち会費が722円、県費補助金50円、定期預金利子146円、受講料ほか雑収入285円、前年度繰

越金200円であった。このうち会費の内訳は、各町村平均割9円、戸数割1戸につき2銭(21,380戸)となっている。また雑収入285円は、11月に別所温泉の常楽寺で開催された4泊5日の青年団幹部修養講習会参加者110人の、一人当り2円50

銭の受講料の合計275円と、当座預金利子10円の 合計であった。

これに対して歳出には、役員報酬などの事務所費313円、会議費180円、事業費805円、県連青負担金30円、団代表者旅費補助金25円、予備費50円であった。事務所費313円の内訳には役員報酬128円、役員旅費50円、給仕小使年末手当ほか雑給15円、通信費消耗品費ほか需用費50円、雑費70円が計上されている。ちなみに役員報酬のうち団長は20円、副団長2名には計30円、評議員6名に計48円、幹事には1名20円、他の1名(常任幹事)には10円が支給されている。

また、事業費805円の内訳は、講習会費450円、運動会費300円、研究調査費25円、体育講習会費

30円となっているが、幹部修養講習会の経費450 円のうち講師謝金および諸雑費は計400円、残り の50円は講習録発行費に充てられている。

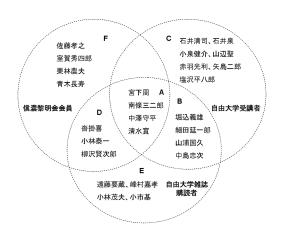
みられるように、郡連青の役員は、その「規約書」の第2条に掲げられた、町村青年団の「相互の連絡を図り、智徳の修養、心身の鍛練を講じ、以て青年団の健全なる発達を期する」という目的を達成するために、その第7条に掲げた事業、すなわち「1.講習会・講演会、2.体育奨励に関する事項、3.諸般の研究調査、4.その他」を行うための会議を頻繁に開催していた。

ちなみに、1929年度に開催された役員会および 事業は、下表のとおりである。

	5月18日	評議員会	郡連合事務所、協議事項:修養講習会に関する件ほか	
役	7月18日	役員会	郡連合事務所、明治神宮競技予選会・体育大会の件ほか	
員	8月17日	代議員会	郡連合事務所、体育大会・修養講習会に関する件ほか	
会	1月22日	役員会	郡連合事務所、総会・研究会開催に関する件	
	2月9日	役員会	郡連合事務所、研究会研究議題に関する件ほか	
	4月13日	体育講習会	上田市営運動場(13~14日の両日)70余名受講	
	4月26日	時報主任者会議	郡連合事務所、協議事項:町村時報の使命如何ほか	
事	事 10月5日 県体育大会予選 」		上田市営運動場	
	10月12日	県連青体育大会	松本市県営運動場(12~13日の両日)	
業	10月27日	郡連青体育大会	上田市営運動場	
	11月15日	幹部修養講習会	別所温泉常楽寺、15~19日まで4泊5日間	
	2月16日	郡団総会研究会	上田市公会堂、疲弊せる現代農村の振興策如何ほか	
	4月15日	大日本青年大会	東京市青山の青年会館、15~18日までの4日間	
そ	4 月27日	県連青代議員会	県庁参事会室、大日本連合青年団大会状況報告の件ほか	
の	6月2日	県連青代議員会	東筑摩郡連合事務所、前年度決算、今年度予算の件ほか	
他	7月13日	県連青体育委員会	松本市県営運動場	
	7月21日	県連青代議員会	県庁、体育委員会案承認の件、財源確立の件ほか	

表中にある事業のうち、「幹部修養講習会」と 毎年2月に開催される「総会」後の「研究会」 は、青年団員の学習・研究活動として極めて重要 なイベントであった。しかし、その点については 既に別稿で触れる機会があったので<sup>60</sup>、ここでは 上に掲げた郡連青役員一覧をベースに置きなが ら、それと信濃黎明会会員リスト、信濃自由大学 および上田自由大学受講者リスト、『自由大学雑 誌』定期購読者リストを重ね合わせて、郡連青役員と信濃黎明会会員と自由大学関係者との関連を見ておこう。

整理すれば次ページの図のようになる。役員の うち、自由大学受講者(A+B+C)および『雑 誌』購読者(A+B+D+E)が各15名、信濃黎 明会会員(A+D+F)が11名である。



# 2. 宮下周の思想と行動

広域的な青年運動に関わった自由大学受講者のさまざまなタイプを浮き彫りにするために、郡連青役員のうち上記15名(A+B+C)の自由大学受講者のその後の軌跡を順次跡づける予定であるが、本稿では、まず、上掲図のA(信濃黎明会会員かつ自由大学受講者かつ『自由大学雑誌』購読者)に属する宮下周の軌跡を辿ることにする。

### (1)「自力更生」への途

宮下周(1895-1970年)は、浦里村越戸に長男として生まれ、浦里尋常小、長瀬尋常高等小、県立小県蚕業学校を卒業した後、村役場書記に就職し、その傍ら20年からは信濃黎明会に参加し、21年に郡連青評議員、22年に浦里青年会長および郡連青副団長、24年には郡連青団長を歴任した人物である。翌25年に30歳の若さで助役に就任し、27年9月の県会議員選挙に立候補して当選、敗戦後

の1945年12月に辞表を提出するまで、じつに28年間県議を務めた。また、29年からは村長も兼務 (1929-40、1943-45年)している<sup>7</sup>。

宮下が自由大学を受講したのは、第1期第4回 (1922年2月)の土田杏村「哲学概論」、第2期 第4回(1923年2月)の出隆「哲学史」、再建第 1期第1回(1928年3月)の高倉輝「日本文学研 究」であった<sup>8</sup>。

しかし、残された資料「信濃自由大学会計簿」には、第2期6回分の受講者名は記載されているが、第1期の第5回、第6回の記載はなく、また第3期以降第5期までの「会計簿」の所在は不明である。資料不備の期間中に宮下が自由大学に参加したことを証拠づける手掛かりは、今のところ存在しない。

これに対して、たとえば、自由大学に足繁く通った中沢鎌太(1878-1959)<sup>9</sup>は膨大な講義ノートを残しているため、合計18回の講座を受講していたことが判っている。しかし、残された2つの会計簿によれば、中沢の受講した講座は、第2期の高倉輝と出隆、再建第1期の高倉輝、同2期の高倉輝と安田徳太郎のわずか5回にすぎない。

したがって、2 つの会計簿のうち「信濃自由大学会計簿」には不備がある点を改めて確認しておきたい。ちなみに、中沢が受講した18回とは第 2 期の高倉輝、出隆、山口正太郎、佐野勝也の4回、第 3 期の中田邦造、山口正太郎、高倉輝、出隆、佐野勝也の5回、第 4 期の新明正道、今中次麿、金子大栄、高倉輝の4回、第 5 期の新明正道、高倉輝の2回、再建第 1 期の高倉輝と同 2 期の高倉輝、安田徳太郎の講座である(下の表参照)100。

学期	開講年月	講 師 名					
1	1921.11-22.4	恒藤恭高倉輝出 隆土田杏村世良寿男大脇義一					
2	1922.10-23.4	土田杏村 恒 藤 恭 高 倉 輝 出 隆 山口正太郎 佐野勝也					
3	1923.11-24.4	中田邦造 山口正太郎 高 倉 輝 出 隆 世良寿男 佐野勝也					
4	1924.10-25.3	新明正道 今中次麿 金子大栄 高 倉 輝 波多野鼎 佐竹哲雄					
5	1925.11-26.3	新明正道 高 倉 輝 谷川徹三 中田邦造 金子大栄 松沢兼人					
再建 1	1928. 3 -28.11	高倉輝三木清					
再建 2	1929.12-30.1	高 倉 輝 安田徳太郎					

本題に戻るが、宮下は『浦里村報』の創刊号から第46号までその編輯人を務め、編集後記とさまざまな論説を執筆している。青年会長に就任した1922年には、「暁村」のペンネームで「青年の自由な思想と、燃える様な熱情とが社会の進歩発展に、どんなに力あるものであるかは東西古今幾多の歴史が証明して余りある所であります」と述べ、「青年会はこれ等青年の集団であります。飽くまで自由の天地として、青年の内面生活を深く反省しつつ、互に進んで行くもので決して政党や軍閥などの手先となるべき単純のものではなかろうと思います」と記している<sup>11</sup>。

見られるように、ここには「青年の自由な思想」は「社会の進歩発展」に寄与するものであること、また青年団活動は、単純に「政党や軍閥」などの軍門に降るような自律性を欠いた運動体ではないことが認められている。その後の宮下の思想と行動を想うとき、その点を確認しておくことは重要であると思われる。

もう一つあらかじめ確認しておきたい点は、同じ1922年に書かれた次のような発言である。「農村の振興を計るには、その経済的方面、技術的方面、及び社会的方面に大改革を要する。機械の応用、畜力の利用、文化の向上、娯楽の施設、農民の団結等幾多施すべき計画、樹つべき方針がある。けれども吾等が第一に必要とするは、浦里に於ける人口の制限である」。

ここで「人口の制限」とは、移民による村からの転出を指している。もちろん、町村は「他出者の為にできる限りの援助」をする「責任」があるとも指摘しており、また移住先として「南洋南米北海道」のような「万里の地」を念頭に置いているわけではない。しかし、農村振興のために町村が「移民計画を断行」すべきことを主張している点は、後に指摘することになる満洲移民への積極的態度との関係で注目しておきたい<sup>12)</sup>。

過剰な農村人口削減のための「移民計画」を主張したその一年後、「爛熟せる文明を誇る東洋の大都」を関東大震災が襲う。宮下は、「京浜の凶変は、人間の造り出した一切の創作と文化とを全く破壊し去った。『文明は自然を征服する』と、余りに人間を大きく見た現代の人々に」大震災は「何を語るであろう」と自問して、次のように答

えている。

「大自然の威力の前には、富や権勢は勿論、まことしやかに正義を説いた人間さえ何等の力もなく、総てが裸に焼き出されてしまった。その赤裸々の姿で自分を見つめた時、そこに物欲を離れた、明るい気分が生れて来はしないか」<sup>[3]</sup>。

関東大震災は、宮下の思想形成に少なからぬ影響を与えた。「富や権勢」を誇り「物欲」に囚われた「東洋の大都」、連帯を欠いた自己中心主義の蔓延した京浜の大都会は、大震災によって一日にして脆くも崩壊した。それは大都会が「徒らに小さな利己主義を本位として」進んできたからに他ならない。ならば翻って、どのようにすれば「此の農村を救う事ができよう」か。「今日の様な社会状態に処して」いくには、利己主義からの脱却を図り「個人経営から団体経営へ、団体経営から町村経営へ」と移行していく以外に途はない<sup>14)</sup>。そう考えて宮下は「物欲を離れた、明るい気分」を味わったのであろう。

そしてその主張は、やがて「農村共同経営の実現とその徹底」「農村社会事業の発展とその完成」という「二つの道」を結合するという考えにたどり着く<sup>15)</sup>。その「二つの道」を端的に表現したキーワード、それがのちの「自力更生」という宮下に独自の概念であった。

1927年の昭和恐慌と踵を接して勃発した29年の世界大恐慌が日本にも波及し、30年は浦里村にとっても「苦難の連続」であった。「世界恐慌の真只中に繭糸価の暴落、米価の惨落は、将に農村の危機を招来した。吾が浦里村に於ける養蚕収入は実に、前年に比して六割の激減であり、米麦は四割五分の大減収である」<sup>16</sup>。

満州事変が勃発した翌32年には、「農村の危機」はさらに進んで「吾国空前の危機」に見舞われる。世界商品たる蚕糸(蚕種・養蚕・製糸)業を営む上小地域の農家や業界も例外ではありえず、この「農村の危機」を反映してすでに28年には村内にも浦里農民組合が結成されていた「こ宮下はしかし農民組合運動には全く理解を示さず、のちにそれを「空想的な社会変革」「妄想」と一蹴している。

「或は政府の救済により、或は空想的な社会変革により、生活の安定を得る如き妄想を抱いた民

衆が今や意識するとせざるとに拘わらず、自ら自力更生の道を歩みつつある事は、将に昭和7(1932)年に於ける最大の収穫と言わねばならぬ」。「自力更生の精神こそ行きづまれる浦里村を更正する絶対唯一の道である」<sup>18)</sup>。ここで確認しておくべきは、「自力更生」というキーワードが、農村における「空前の危機」への対応策であると同時に、外来の社会主義思想を信奉する農民組合運動の「妄想」に対するオルタナティブ、対抗概念としても登場している点である。

#### (2)「自力更生の精神」の内容

それでは「自力更生の精神」とはいかなる内容を含むものか。宮下は、しかし、これを体系立てて説明してはいない。用語が先にあり、含意は後から固められたという趣がある。そこで、『浦里村報』の各所に散見される指摘から、その内容を整理・確認しておこう。

宮下が繰り返し強調するのは、「共同」と「統制」に依らずして「搾取の無き社会を作る」ことはできないという点である<sup>19)</sup>。現在の資本主義社会の特徴は、「或る一派の言う如き、ブルジョア対プロレタリアの対立ではなく都市と農村の対立である」。「或る一派」が、階級闘争を標榜する浦里農民組合、それが属する上小農民組合連合会を指すことは明らかであるが、宮下によれば「今日の農民の苦しみは、主として(都市の)商工業者の為に(農村の)利益(が)搾取」されていることから発生している<sup>20)</sup>。

その「搾取」を断ち切るためには、「生産、金融、販売の共同」と「産業組合的経済組織」による「生産販売の統制」が図られなければならない。つまり「個人経済より統制経済へと進み初めて農村更正の実が上がるのである」<sup>21</sup>。

宮下は、農民組合が使う「搾取」という同じ用語を巧妙に「都市と農村の対立」に持ち込み、農民の窮乏は「ブルジョア対プロレタリアの対立」、つまり階級間の搾取関係からではなく、都市による農村の「搾取」ゆえに生れるという。たとえば、「郵便貯金」は「中産以下農民の貯金が大部分」であるにもかかわらず、「都会商工業者の為に使われ都市の発展のみに用いられる」。これが宮下のいう「搾取」であって、これを止めさ

せるには「農民として得た金は農民の繁栄の為に 金融も農民共同で | 活用すべきだと主張する。

ところで、宮下の「共同」と「統制」、すなわち共同組合による産業の組織化は、具体的には「貯水池の新設による米麦の増収、浦野川の改修による耕地の保全、産業組合の更生による金融改善と販売統制、副業の奨励と農村工業の実施、或は自作農創設施設」の建設などから成っていた220。また、「過去の養蚕偏重を排し多角形経営による自給自足と、労力の利用とによって健全なる生活に導かんとするもの」で、「耕地の改良利用、桑園の変換、有畜農業の奨励、農産物の改良増進」などから成るものであった。しかし、「自力更生」には、産業の組織化に止まらない別の要素も含まれていた。それが「村民の精神的更生によって勤倹努力の村風を作興し、相互共助による農村組織化」を行うことであった230。

つまり宮下の「自力更生の精神」は二面から成り立っていた。一つは産業の組織化による経済的更生であり、もう一つは村民の「勤倹努力」「相互共助」による「精神的更生」であった。後者の思想的バックボーンとして、宮下がとりわけ重視したのは、「天は自ら助くるものを助く」という「自助の精神」を説いたS.スマイルズの『自助論』と、「二宮尊徳先生の伝記」を著した尊徳の高弟・富田高慶の『報徳記』とであった<sup>24)</sup>。

同時に宮下は、将来の「村風」を担うことになる青年の「教育の改善と充実」が「急務中の急務だ」という信念に基づき<sup>25)</sup>、青年訓練所を「実業補習学校」に編成替えしている。その結果、「教育」とは似て非なる思想の「教化」が図られることになる。具体的には、「生徒は全部宿泊制度とし、昼間は家業に従い、夕食を済ませて登校し、授業の後合宿し、早朝また授業をして帰宅する」という「生活訓練」がとりわけ強化される<sup>26)</sup>。これも、農民組合の急進化に対する宮下なりの「思想対策」であったが、1933年の「二・四事件」後の社会主義運動の弾圧にも援けられて、この思想教化システムは村内に定着していく。

ところで、宮下は、「自力更生の精神」の対極にある社会(共産)主義思想を、「人間の本性を無視し、社会性を偏見し、国情及び村風を不問に附し」た「非現実的な」思想と位置づける<sup>27</sup>。

翻って「自力更生」思想は「人間の本性」に合致 した「現実的な」思想と見なしうるか否か、それ をその思想が行き着いた先まで辿ることにしよ う。

# (3) 産業組合主義と農村のファシズム的再編

「二・四事件」直後の33年3月に浦里村産業組合長に就任した宮下は、同年9月に青年会OBの主要メンバーを糾合して「産業組合青年連盟(産青連)」を結成する。経済の組織化つまり産業組合主義は、産業組合長を兼務した村長宮下と、側面から彼を強力に支える産青連とによって、その後は推進されることになる。ちなみに、産業組合主義と精神的更生との同時進行、つまり「自力更生」によって、浦里村は33年に長野県の経済更生特別村に指定され、36年には更生模範村として農林大臣表彰を受けている。

しかしながら、宮下の産業組合主義は、ほぼ同時期に「皇室中心主義」と結びついていく。「歴史は国民にとっては羅針盤であり燈台である」。「我が国の歴史は皇統連綿、連綿の我が皇統は何を意味するか? 今日まで続いている我が国は、実にこの皇室中心主義に基づいたのに外ならぬ」。「然らばその皇室中心なるものは如何なるものであろうか。それは各人が各々その分を尽して一致団結し、その最高理想に向って勇往邁進するを言うのであろう。而してこれを地方化したものが産業組合主義『即ち共存共栄』である。故に産業組合主義なるものは皇室中心への一機関一分子に過ぎぬのである」<sup>28)</sup>。

みられるように、宮下は、「皇室中心主義」の 「地方化したもの」が産業組合主義であり、産業 組合主義は天皇制国家に組み込まれた「一機関一 分子」に過ぎないとの認識に立ち至っている。万 世一系の天皇制を、所与の侵すべからざる国体と するならば、その「一機関」に過ぎない「共存共 栄」の産業組合主義と抵触する、あるいは宮下が 抵触すると考える政治活動は認められない。じっ さい、既成政党を批判しつつ独自の候補者を擁立 しようとした「産青連の政治進出」に対しては、 それを絶対に認めることはできないとして反対を 表明している。反対理由は以下のようなもので あった。

「政治の力なくしては協同主義社会の建設も、 農村更生の大業も到底実現することはできない。 従って産青連の政治進出は極めて当然のこと | で ある。それを認めたうえで宮下は、長野県産青連 のある幹部が、「最大多数の最大幸福を計るため に」代表者を議会に送る必要があると力説してい る点を問題にする。「日本の政治思想」は、「最大 多数の階級または職業者の最大幸福を目標とする もの」ではない。県産青連の主張する「最大多数 の最大幸福とは明かに階級的対立の思想」であ り、「最後の一人を思わせ給う天皇の大御心こそ 吾が国独自の政治理想 | である点を忘れた「反日 本精神」である。また、「吾が国の産業組合は上 御一人を中心とする一大家族の日本精神によって 初めて道義的協同を全うしうる | のであるが、産 青連の政治進出はその点を忘れた「反協同組合主 義」でもある。したがって、以上二点から反対せ ざるをえない、と<sup>29)</sup>。

こうして宮下は、「皇室中心主義」「天皇の大御心こそ吾が国独自の政治理想」「上御一人を中心とする一大家族の日本精神」など、ファシズム期に定着することになる独特の主張を自らのものとして展開している。そして、1940年11月には、大政翼賛会長野県支部常務委員兼組織部長に任命され、実質的には天皇制ファシズムを地方で下支えするその先頭に立つことになる。

そうであればこそ、当時国策であった満州移民を、逡巡なしに推進できたのである。すでに34名の満洲開拓者を送りだしていた浦里村の村長宮下は、1939年3月の小学校と〔実業補習学校の後身である〕青年学校の卒業式祝辞で、次のように煽っている。「私は先ず長男は父祖の業を継いで郷土に止まれと絶叫する。……二男三男は出来るだけ満洲へ行け。尊い父祖の血が諸子を招いている」300。この祝辞の要旨を掲載した『浦里村報』には、3名の少年義勇隊が新たに満洲に出発したと報じられている。宮下の祝辞が3人あるいはその家族の肩を押したのだろうか。

このように見てくると、宮下にとって青年団活動と自由大学における学びはどのような意味をもったのか、考え込まざるをえない。かつて鹿野政直は、上小地域の青年団運動が「積極的に、世界の思潮に眼をひらいてゆこうとする傾向さえ、

顕著にもった」にもかかわらず、「いかに努力しても、ついに光明がもたらされないばかりか、それがいよいよ遠のくと意識されたとき、既成の一切への憤怒をこめて、伝統的な価値への依拠がはじまるのであった。あれほどさまざまの模索の結果が、自力更生へとなだれをうったとき、青年たちは、ひらこうとした未来を、みずからの手でとざした」と指摘したことがある<sup>31)</sup>。

この鹿野の評価は、青年団運動や自由大学運動に関わった、必ずしも少なくない青年たちの軌跡を定式化したものと見なすことができるが、宮下周の軌跡はこの定式には馴染まぬ、特異なる例外であると思われる。確かに、若き日の宮下は、「青年の自由な思想」が「社会の進歩発展」を担いうるものであり、青年団活動はやすやすと「政党や軍閥」などに絡めとられてしまう組織ではないと主張していた。しかし、農民組合に対する嫌悪が示すように、宮下は「世界の思潮」に対しては無関心で、他人の「思想の自由」に対しても寛容な精神を持ちあわせてはいなかった。他方、宮下自身は「特定の思想」や「特定の政党」からも「自由」ではなかった。友人の猪坂直一は、その点で興味深い挿話を残している。

宮下は、1927年の県議選の際には、(信濃黎明会を改組再編した)信濃革正党推薦の無所属で初当選したが、小諸出身の小山邦太郎国会議員が明政会から民政党に鞍替えした29年暮に、小山派県議としての再選も考慮して民政党に入党している。翌30年1月に、宮下は猪坂にも入党を勧めたが、猪坂は次のように弁明して宮下の勧誘を断ったというのである。

「僕は小山氏を敬愛すること何人にも劣らぬつもりだが、民政党員になることは避けたい。…… 政党員になるとその党の規約や命令に服従しなければなるまい。……貴君の知るように僕は自由主義者であり理想主義者であって、現代政党のあり方には批判的である。もし小山氏のような立派な人物に出会わなかったら、僕は政治運動にも選挙運動にも関係しないだろう。この僕の立場や考えは、僕の過去十数年来関与してきた信濃黎明会や自由大学の同志友人達は十分諒解してくれると思う」。

宮下は、次の選挙を意識して、青年期の前言を

翻して既成の保守政党に「批判的」な立場をとることなく絡めとられているし、農村人口を削減するために「万里の地」への移民計画に慎重であった前言も翻している。また、かれの再編した実業補習学校は、思考の訓練を通じて自由な人格を涵養する教育制度とは対極の、有無を言わせぬ一致協力を求める「生活訓練」施設に過ぎなかった。かれは社会主義思想を「人間の本性を無視」した「非現実的な」思想と片づけていたが、かれの教育思想こそその批判に相応しいものであった。

したがって、宮下の場合には、「社会の進歩発展」が、その努力にもかかわらず「いよいよ遠のくと意識された」から「伝統的な価値への依拠」を始めたわけでも、「自力更正」の途へとなだれ込んだわけでもない。むしろ、若き日の思考の中に、1930年代前半期に開花することになるその芽がすでに埋め込まれていたのである。

ところで、宮下周に関する優れた先行研究を物した中村政則は、「小県郡連合青年団の主要幹部たち、たとえば山浦国久・沓掛喜・堀米(込)義雄・沓掛友太郎(ペンネーム沓掛十六)・矢島二郎ら」は「のちに長野県産青連に合流していった」と指摘している³³³。宮下の伝記小説『村の太陽』(武村書房、1941年)を書いた沓掛友太郎を、郡連青の「主要幹部」に含めるのは、前掲の役員リストに照らせば事実誤認であるが、自由大学受講者の山浦国久や矢島二郎と堀込義雄とを同列に扱うことは、果たして妥当であろうか。

# 3. 堀込義雄の思想と行動

そこで次に、宮下周とは対照的な軌跡を描いた 堀込義雄の足跡を辿ることにしよう。

#### (1) 教員時代の半生

堀込義雄(1897-1981年)は、神川村蒼久保に四男として生まれ、神川尋常小、旧制上田中学を卒えた後、地元小県郡内の豊殿小で2年間、母校の神川小で11年間、依田小で2年間の教諭生活を経て、1932年に南佐久郡に転出している。同地では中込小と内山小の二校でそれぞれ4年間教諭と教頭を務め、その後1940年からは大日向小と北牧穂積組合立青年学校の二校で校長を歴任している<sup>34)</sup>。

終戦間際の1945年3月に応召され、長野師管区司令部付の将校、6月からは北佐久郡岩村田の県立北佐久農学校と臼田の南佐久農学校の配属将校として赴任した後に敗戦を迎える。その年の12月に軽井沢青年学校の校長として教職に戻るが、47年4月に行われた統一地方選挙の神川村長選に推されて立候補し、初の公選村長に当選している。

したがって、堀込の前半生、つまり戦前の30年 弱は教職に捧げられた。戦後は、神川村長を二期 8年、県会議員と上田市長をそれぞれ一期4年ず つ、その後再び県会議員を一期4年務め、後半生 は20年間にわたり公職に身を捧げた一生であっ た350。

堀込が自由大学を受講したのは、2つの「会計簿」の記録によれば、第2期第3回(1922年12月)の高倉輝「文学論」、再建第1期第1回(1928年3月)の高倉輝「日本文学研究」、同第2回(1928年11月)の三木清「経済学に於ける哲学的基礎」、再建第2期第1回(1929年12月)の高倉輝「日本文学研究」、同第2回(1930年1月)の安田徳太郎「精神分析学」の計5講座であった。再建自由大学は都合4回の講座しか開講されなかったが、その全てを受講しているのは、石井清司、細田延一郎、山浦国久とともにその発起人に名を連ね、堀込自身が自己教育を掲げる教育機関の再開を重視していたからに他ならない。

宮下より2歳下の堀込も、教職に身を置きながら青年団活動には活発に関わり、1924年には神川村青年会理事、翌年度から2年間は青年会長を務める傍ら、郡連青の幹事も2年間歴任している。また、「路の会」同人として時報『神川』の発行に関わると同時に、その創刊号から頻繁に論説を寄稿している360。

読書好きで、総合雑誌の『中央公論』や『改造』なども定期購読して、社会の動向にも広く関心を払っていた堀込らしい論稿が残されている。「私の友達の一人が『本を読む度に自分の馬鹿さが判ってくる』と言ったが、一寸矛盾しているように聞こえるが真理だと思う。又他の人が『読書する事を忘れてしまった人は全く呑気になって何でも簡単に始末をつける』と言った。実に至言だ」。活字好きなら胸に落ちる指摘であろう。

同じ論説のなかで「教育者は教育的立場からの

要求を主張し、父兄は経済上の見地からのみ批判を下す。商人は商人本位で行き、百姓は百姓主義を押し通そうとする。かくて国家主義者と社会主義者と資本家と無産階級と……皆この調子である」とも指摘している。そのうえで堀込は、「学者」が「自分の専門の中に立て籠もっている」のと同様、大多数の人々は自分の殻を破れずに偏った見方しかできないが、「専門に従事しながら突き詰めれば」偏見に囚われずに様々な見解を「受け容れる」ことができるはずだ、と主張する<sup>577</sup>。この柔軟で一方に偏らない青年期の思考様式は、その後も一貫して維持されることになる。

また、思索と批判的・能動的な態度とを重視し た、次のような意見も表明されている。「何の思 索も批判もなしに、そのまま環境に盲従し現状に 甘んじ之に執着していく他動的の態度を私は理想 なき生活と言いたい。其処には思索がないから目 的もない。批判がないから反省もあり得ない。だ から自覚なき生活である。……理想は、思弁的な 人間の働きの所産ではあるが、この思弁的な理念 の世界と現実の世界とを統一した上に立てられた ものでなくてはならない。……私達は現実を通し て理想を見、理想を抱いて現実を愛すべきであ る。そうしたならば理想回避もなく又現実隠遁も ない。こうした立場こそ正に真正の道ではあるま いか」38)。理想を回避することも、現実から逃避 することもなく、理想と現実とを「統一」した立 場に立たねばならぬ、と自らを戒めている。

他方で、利己的な立身出世主義を批判しつつ、不合理で不平等な現在の社会は、連帯を通して「改造」していかなければならない、とも主張している。「今の世の中は……利益主義であるから、自分の利益の為には他の人の損失を予想しているのである。自分の成功は他の人の失敗を意味している。自分の立身出世のためには他の人の落魄困憊を意としない。……この不自然な発達をした今の世の中の組み立てを改造していくことは当然のことなるのである。……不合理なる経済組織と不平等なる社会制度とを痛感する者(が)団結して進むことによってのみ、我等の希いは達することができる」<sup>38)</sup>。

見られるように、堀込は、「不合理」な現代社 会を「改造」しなければならないと「痛感」する 人々が「団結」しなければ、「我等の希い」は叶 えられないと考えている。つまり「改造」の必要 性を「痛感」した人々が「団結」した場合にの み、その「改造」の可能性が拓かれる。この信念 は、戦後の村長時代の実践を通して裏づけられる ことになる。

資本主義を批判する社会主義思想の登場の背景を理解せず、それを「思想悪化」と断じる向きにも、堀込は批判の矢を放っている。「毎日の新聞を埋める題材に小作争議と労働問題がある。それによって日本にも到る処に支配階級と被支配階級との前衛戦が開始せられて来たことを知る。実に働けど働けど食へざる人を思う時、我等に食を、職を、生きる道を与えよと叫ぶはあまりに当然なことと考えられるではないか。現代人よ、善良な同胞のかかる悲痛な要求を、ただ思想悪化と断言し去るを得るや? 精神主義、資本主義の遵奉者よ! かくも真剣なる血の喚きを、単に意気地なしの声とのみ聞くか?」400。

また、普通選挙制が実施され、身近な村議選への注目度が増して選挙人の意識が変わり、それを通じて被選挙人の意識が変わることを歓迎する、次のような意見表明もある。「普選になってから、今まであまり騒がなかった村会議員の選挙が大分人気を呼ぶようになってきた」。「今回各地方に現われた〔立候補者の〕特徴は、若い者の割込みと貧乏階級の突進とである。我等はこの何れをも歓迎する」。「今迄の選挙観は大なる錯誤に陥っていた。……選挙する者自身が目覚めずして、選挙される人(が)目覚めん事を望むは不可能である。……今次の村会議員選挙が我等の理想に近づかんことを望んでやまない次第である」<sup>(1)</sup>。

こうして見てくると、神川小の教諭として自由 大学で学んでいた時期の堀込は、柔軟でバランス のよい思考様式を身につける一方、小作争議を起 さざるを得ない「善良な同胞」の「真剣なる血の 喚き」にも共感を示しており、郡連青でも自由大 学でも周知の間柄にあった宮下の「被支配階級」 に対する心情とは、好対照であったことが確認で きる。

しかし、神川小から千曲川対岸丸子地区の依田 小に転出した1930年4月以降、時報『神川』紙上 での堀込の意見表明は殆ど見られなくなる。中堅 となり教員としての仕事が増えたためとも考えられるが、とりわけ南佐久郡の中込小に転勤になった32年以降の社会的な発言や活動については、残念ながら史料によって確認することができない空白期間である。

よく知られるように、郡連青は、1930年8月の 代議員会で信濃電気株式会社を相手に電燈料3割 値下げを要求する声明文を可決して運動を開始し たが、会社側の誠意なき態度で運動は長引き、9 か月後の31年5月に郡連青の先輩4名の仲裁によ り、ようやく和解に漕ぎつけている。郡連青の先 輩4名とは、宮下周、細田延一郎、石井清司、山 浦国久の4名で、そこに堀込は含まれていない が、この和解案は、かなりの町村青年団にとって は歴史的敗北に映った420。堀込が和解案には反対 で調停人に名を連ねることを断ったためか、単に 時間が取れなかったためかは判らない。その理由 が資料的に裏づけられておらず、県産青連に合流 したという裏づけも示されていない以上、かつて 郡連青の同僚だった面々と堀込とを同列に扱う前 記中村政則の判断は、適格性を欠くという点だけ は確認しておきたい。

ところで、時代が下って、アジア太平洋戦争が間近に迫っていた1940年の年頭、皇紀2600年と創刊150号を記念する『神川』特集号が組まれた。その紙上で、かつて自由大学の理事を務め当時は神川村長の要職にあった金井正は、時局柄、次のような文章を公表せざるを得なかった。「明治維新を転機として、我国に移植された自由主義的諸制度及びそれに伴う国民の心構えは、既に功なり名遂げて、現下の新情勢に適応すべき新制度、新観念に世を渡すべき時期となった。国家総動員法の全面的発動による経済各部門の統制といい、国民精神総動員運動といい、何れもこの事実を如実に指し示している」<sup>(3)</sup>。

同じ号で、南佐久郡内山小学校の教頭であった 堀込は150号記念の一文を寄せ、次のように述べ ている。「日本民族の大陸進出はどこまでも長期 建設なり。組織的ならざるべからず。我が言う組 織的とは個人的英雄的気分的の反対にて、社会的 建設的の謂である。一目的の下に営々として協力 して行く組立である」。「思うに組織的であらねば ならぬのは独り大陸発展の事のみに限らるべから ず。村の事、(青年) 会のこと皆然りというべきなり。殊に天恵に限りある神川村の将来は、一層組織的計画の下に進行すべきものであらん [44]。

ここで堀込は、「日本民族の大陸進出」という 事実にふれて、それが「組織的」ならざるを得ず、「営々として協力」すべきものと指摘しているが、国家総動員体制の下の教職にある身の発言としては、慎重に言葉を選んだ結果だと見るべきであろう。少なくとも「大陸進出」を積極的に評価したり推進したりする発言と見なすことはできないからである。

#### (2) 村長・県議時代の後半生

すでに指摘したように、1947年4月に初代の公選村長に就任した堀込は、戦後復刊した『神川』紙上で次のように述べている。「今や日本が大きく転換し新生の道を開拓せんがためあらゆるものの革新が要望されるの時、村においての仕事もまた多事多端、旧態依然たることは許されないと思います。新しい日本の目標はその憲法に示されている如く、民主的に平和国家文化社会を実現する所にあります。村のあり方もまたこの趣意に根本をおくことは言うまでもありません」。「進歩も保守も実践の場においては、混然として合の力となって、大きな歩みをいたすべきだと信じます。かくして私は常に村民大衆と共におり、その総意の向く所に従ってその使命を果したいと念願しております | 450。

自由な言論が封じられ、個人よりも組織が最優先された統制と総動員の時代が過ぎて、自由と民主主義の時代が到来したが、「あらゆるものの革新」が求められる今必要なのは、保守と革新との対立ではない。大局的視点に立って両者が「実践の場」で力を合わせて歩みを重ねることだ。そして堀込自身は村民の「総意の向く所に従って」行動するというのである。この堀込の所信表明は、公職に就いていた20年間、一貫して維持されるが、それはまた若き日の自身の認識の延長線上にある所信でもあった。

ところで、堀込は、村長一期目の1949年に、村の農地の細分化を防ぐために、農家の次三男や外地からの引揚者のために、群馬県浅間山麓の嬬恋村「六里ヶ原」の原野への分村計画を立て、30戸

からなる開拓団の入植をすすめている。この計画の提案者は、自由大学の発案者として知られ当時は村の農地委員長を務めていた山越脩蔵であった。堀込は、入植1年後に、この分村計画に対して次のように述べている。「呱々の声をあげてから努力1年、開墾30町歩に及び相等の成績を納め得たが、まだその根底は薄弱である。母村の協力応援なしでは有終の成果は期しがたい。引続いての支援をお願いしてやまない」460。その後も順風満帆とはいかなかったものの、開拓団はやがてトラクターによる大農法を採り入れて、入植以来10年間で22戸90人がかつての茫漠たる原野に定住し、この地を高原野菜の一大産地に仕立て上げることに貢献している470。

また1950年には、神川小学校の講堂兼体育館の改築計画を立て、自らが農業協同組合長を兼ねていたこともあって、農協と協力して村民に「愛村貯金」を促し、それを村が借り入れて資金に充てるアイディアを編み出し、この村の多目的ホールを完成させている。のちに堀込はこの「愛村貯金」にふれ、「400万(円)目標の建築記念定期が450万となり、村は一銭の起債もせず目的を達成した。そして27年度までに工費の一切を経常費で賄い終らせ、今では少しの借金もなく完全に講堂と西側便所とが残ったのである。しかも定期の歩止りは(農協)組合にプラスとなり正に一石二鳥という所である」と語り、村民の協力に謝意を表している48。

村長二期目の1952年6月には、神川の源流から程近い大明神沢での硫黄試掘の事実を知ると、直ちに神川水系1市10ヵ村からなる市村長会に「菅平鉱毒対策委員会」の設立を呼び掛け、委員長に推されて反対運動の先頭に立ち、生存権を守るこの運動の中核的な担い手になっている。この運動における堀込の思想と行動こそ、かれの真骨頂を示すと思われるので、これについては項を改めて述べることにしたい。

教育にことのほか関心を寄せていた堀込は、同じく二期目の村長時代に、小学校と併設されている神川中学校(1学年2学級)の規模を適正化して、学習環境を整え教育効果を高めるために、上田市立第一中学校との統合を進めている。今後予想される生徒数の増加、教室と教員の不足を解消

するためには、統合によって解決する以外にない との判断に至ったためで、1954年度から新中学校 が発足している。それに併せて、通学費もかさむ ことから、生徒一人当たり年1,000円の補助金を 支給することも決めている。

さらに、県会議員時代(1955-59年)には、県政の改革を志す有志議員11人が結集して「革新議員連盟」をつくり、堀込はその委員長に選出されている。同議員連盟は、憲法第92条および地方自治法に謳われた精神を、県政に活かし根づかせる目的を掲げて設立された。知事は社会党の林虎雄だった。当時の県財政は悪化の一途を辿り、1955年度の一時借入金は40億円を超え、支払い利息は4000万円を超える状態であった。

もっとも、これは長野県に限ったことではなく、全国的に地方財政は逼迫していた。そこで国は「地方財政再建促進特別措置法(地財法)」をつくり、林県知事はこの適用を受ける議案を県会に提出する。革新議員連盟を代表して質問に立った堀込は、地財法の適用を受けることは、国の監督下に置かれることを意味しており、地方自治を謳った憲法に違反するとして「県政の自治性を維持し、県議会の審議権の自主性を守り、長野県政をして県民サービスの為に万全を期すべきである」と発言したが「特別、結果は堀込の意に反して、翌56年10月からその適用が決まってしまった。いいこと尽くめではなかったのである。

同じく県議時代の1956年9月に、神川村は上田市と合併した500。その後、泉田村、神科村、豊殿村も上田市と合併し、同市は人口7万を超える地方中核都市に変容する。59年の上田市長選で、堀込は無所属の革新統一候補として名乗りをあげ、当選している。就任後の6月議会に敬老年金条例を上程する一方、翌年には児童自由画運動と農民美術運動に功労のあった山本鼎の没後10周年を記念して「山本鼎記念館」設立に尽力している。すでに金井正は亡くなっていたが、山本鼎から直接指導を受けた中村實が初代館長を、山越脩蔵が二代目館長を務めている。また、雇用対策として工場誘致にも力を注ぎ、さらに上田城址公園の公会堂跡地に市民会館を建設して文化活動の拠点づくりにも意を用いている。

# (3) 菅平硫黄採掘反対運動と菅平ダム

こうして堀込は20年間の公職生活を通じて、一貫して教育・文化行政に傾注し、地方自治をこの地に根づかせるために尽力したが、その原点には「環境に盲従し現状に甘んじ之に執着していく他動的の態度」をかなぐり捨て、「不自然な発達をした今の世の中の組み立て」を「改造」しなければならないという青年時代の決意があった。また、社会の「改造」は、「理念の世界と現実の世界とを統一」しつつ行われるべきものであって、戦前の宮下周が考えたような「皇室中心主義」の「地方化」による「改造」でも、戦前・戦後の社会主義者が念頭に置いたような「革命」によるその「改造」でもなかった。そして、堀込の志が文字どおり全面開花したのが、1952年6月の菅平硫黄試掘事件だったのである510。

菅平十ノ原地区で北信鉱業所による硫黄の試掘が開始されたとの報が届くと、堀込は直ちに神川流域の10人の市村長に呼びかけ、試掘を中止するための「菅平鉱毒対策委員会」を結成して委員長に選出された。神川上流での硫黄採掘に対する反対運動は、堀込にとって、流域住民10万人の安全な飲料水と農業用水とを守るための「生存権」に係わる不可避の運動であった。したがって、先の引用でいえば「理想なき生活」と「自覚なき生活」を自ら脱却し、意識的に地域の暮らしを守るための生活者の「団結」を促しながら、自らがこの運動の最前線に立って闘うということになる。

もちろん、採掘企業に対する公害反対運動には、しなやかで粘り強い精神が求められる。そのため、運動方針を決定し、水質調査を実施し、陳情のためには関係省庁に出向き、反対署名を集め、折にふれて住民大会を開催するなど、組織的な活動が積み重ねられた。しかし、予想されたことではあるが、それは必ずしも順調に進んだわけではない。それでも、この運動は、取り纏め責任者堀込の尽力によって、一進一退と文字通りの紆余曲折との末に、当初の目標を達成して終焉を迎える。運動開始から1年5ヶ月後の1953年10月に、採掘地を鉱区禁止地域とすることが官報に公布され、堀込を委員長とする「菅平鉱毒対策委員会」は全面勝利を手に入れることになったからである<sup>520</sup>。

神川水系10万人の悲願が叶ったことを伝える『神川』紙上で、堀込は次のように記している。「此処に至るまでには地方並びに中央の幾多の有力者の絶大なる援助を得たのであるが、しかし問題解決の原動力は何と言っても地元住民の不退転の決意と団結の力とであると私は信じている」。確かにそのとおりであったが、住民の「不退転の決意と団結の力」を折にふれて引き出した堀込の影響力も軽視できないと考えられる。

1952年7月9日に「対策委員会」は上田市営グランドで住民大会を開催している。その際に、同委員会は流域の上田市および10村ごとに「プラカードー枚だけを許可し、ムシロ旗などは一切持ち込まないようきびしく通達していた。いわゆる農民階級闘争、住民闘争でなく、生活防衛のための止むに止まれぬ住民一致の行動であることを、関係者に印象づけるためでもあった。それには大会が整然と行われ、一糸乱れぬ統制の下に、参加者が行動する必要があった」。「自由党、民主党、社会党、共産党まで、全政党の代表が勢揃いした。当初この運動を『一党一派に偏らず、全住民の純粋な運動にしよう』と性格づけた対策委員会の方針は、紆余曲折を経ながらも、ここに見事に結実していた」<sup>[50]</sup>。

ここに示されている運動体の組織運営論は、看過しえない要因を含んでいる。運動体が特定の政党、特定の階級のそれと見なされれば、「生活防衛のための止むに止まれぬ住民一致の行動」であることが薄められ、市民運動が階級闘争に取って替わられ、広範な層の結集が削がれてしまう可能性が高い。そうではなく、この「鉱毒」反対運動は、憲法第25条に規定された生存権、生活権を守る流域住民による「止むに止まれぬ」運動なのだ、というのである。勝利後の記者会見の席上で、委員長堀込は次のように応えているが、その発言こそこの運動の性格をよく物語っているように思われる。

「いかなる政治勢力、いかなるイデオロギーにもとらわれず、対策委員会の統率と緊密な連絡のもとに、全住民一致の思想にもとづいて行動した、ということが中央を動かしたと思います」50。

このように見てくれば、これら戦後の堀込の思想と行動の原点を、若き日の青年団活動や自由大

学の学習活動に求めることは、あながち的外れとはいえないであろう。自由大学研究史の中でかつて問われたことは、自由大学での学びを通して身につけた「社会的教養」を、その後「どう発展させ、どのような人間像をうみだしたか」を明らかにするという課題であったが、これまで垣間見てきた堀込の思想と行動は、その問いに対する差し当たりの回答と見なしうるものであると言ってよい。

自由大学の教育理念の中には、「思想の自由」を前提にした「〔特定の〕思想からの自由」が含まれていたが<sup>550</sup>、堀込が公害反対の住民運動をはじめ戦後の行動の中で最も重視したもの、それは地域の暮らしと文化に関わる運動が特定の政治団体によって分断されるのを如何にしたら回避できるか、という点であった。個人の「思想の自由」を大前提としながらも、教育機関としての自由大学がさまざまな思想を批判の対象とし一定の距離を置いたように、堀込は、生活者主体の住民運動においても、特定の組織や思想から相対的に独自な立場の堅持を求めたのである。その意味で、戦前の農民組合運動とも、総動員・総協力の「自力更生」運動とも、その思想と行動とを異にしていた。

したがって、宮下との違いは明らかであるが、同じ自由大学の教育理念の下で学びながら、二人のその後の歩みは交叉することはなかった。ところで、いうまでもなく教育は「宣伝」でも「教化」でもない。金井正が指摘しているように、教育の要諦は、被教育者が将来現実的に遭遇する万般の場合を処理すべき実例を一々枚挙して遭遇する特殊の場合を、その知識を基礎として、無限に遭遇する特殊の場合を、その知識を基礎として、無限に遭遇する特殊の場合を、その知識をはして、無限に遭遇する特殊の場合を、その知識内に包摂する能力」、換言すれば「疑問を提起する能力」の涵養にある5%。しかし同時に、教育とは「自己教育」であり、教育者は被教育者の「疑問を提起する能力」を引き出す支援者でしかない。

それゆえ、自由大学がさまざまな知識を「教え込む」教育ではなく、「少数の一般的知識を基礎として」「疑問を提起する能力」を涵養する教育を理想としたとしても、その教育理念を受容するも拒否するも受講者の判断に委ねられている。教育者は、あくまで「自己教育」の支援しか行いえ

ないからである。それゆえ、二人の対照的な軌跡 は不思議なことではないが、まさに好対照の2つ の型、タイプとしてここに確認をしておきたい。

なお、鉱毒問題が解決して以来の懸案であった 菅平ダム建設とその関連の土地改良事業は、二度 目の県会議員時代(1963-67年)の66年に着工 し、68年には鉱毒から守った神川の水を活用する ダムの本体工事が完成している。菅平ダムの完成 によって、神川水系の村々は、水田の灌漑による 水不足の解消ばかりでなく、畑地灌漑による巨 峰、桃などの果樹産地に成長し、飲料水の確保、 農業用水路の整備も進んだ。しかも、繰り返し計 画断念の危機に見舞われながら、ダム建設資金の 捻出を可能にしたのは、その後全国的に有名に なった「菅平方式」と呼ばれる手法であった。そ れは、財産組合が所有している山林の一部を県に 無償で提供し、別荘地を造成して売りに出し、そ の利益を地元負担金に充てるというもので、この 別荘造成の「菅平方式」は資金不足を一挙に解決 する妙案だった<sup>57)</sup>。

ところで、宮下周は、敗戦後の1947年3月に公職追放の指定を受け、それが解除された4年後の1955年に浦里村長選に立候補するが、かつての産青連設立呼び掛け人の一人坂井安雄に敗れている。投票結果は、坂井1,003票に対して宮下は849票であった<sup>58)</sup>。その後は村の中央保育園長に就任、59年には自治功労者として藍綬褒章を受章している。また60年からは県保育連盟会長、県社会福祉協議会理事を務め、児童福祉、老人福祉の分野で活動を続けた。他方、堀込義雄は、今でも土地の古老たちの間で「神川の水を守った村長さん」と親しみを込めて話題にされることがあるという。

#### 注)

- 1) 猪坂直一『回想 枯れた二枝―信濃黎明会と上田自 由大学』上田市民文化懇話会、1967年、14ページ。
- 2) 山野晴雄「大正デモクラシー期における青年党類 似団体の動向―信濃黎明会の活動を中心に」『自由大 学研究』第9号、1986年1月。なお、猪坂の前掲書 のほか、同『小山邦太郎の足跡』(小山邦太郎先生伝 刊行会、1979年)、山越脩蔵「信濃黎明会と自由大 学」(『信濃長野県の歴史と風土』ジャパンアート

- 社、1972年、所収)、および青木孝寿「信濃黎明会から信濃自由大学への道」(『信濃路』(第11号、1974年、所収)も参照。「信濃黎明会記録」は『長野県史』近代史料編第8巻(3)、1984年、449-463ページに所収。
- 3)「小県郡連合青年団規約書(大正9年2月決議、大 正15年3月改正)」下村忠一郎編『団史』第2輯、 1938年。
- 4) 小林良純編『団史』第3輯、1941年、79-84ページ 参照。
- 5) 以下の叙述については、前掲『団史』第2輯、6-16ページを参照した。
- 6) 拙稿「上田小県地域の青年団活動と『社会的教養』―『西塩田時報』を中心に」『長野大学紀要』第30巻第2号、2008年9月、42-46ページ参照。
- 7) 宮下の履歴は、『長野県歴史人物大事典』698ページ、『上田市誌』第28巻、228-229ページ、および「宮下周氏年譜」(同氏頌徳顕彰会編『頌徳記念誌』1961年) などを参照した。
- 8)「信濃自由大学会計簿」および「上田自由大学会計簿」参照。2つの会計簿については、拙稿「自由大学と上田小県地域の青年団運動―「社会的教養」をめぐって」『長野大学紀要』特別号第1号、2009年3月、51-60ページを参照。
- 9) 小崎軍司『夜明けの星』造形社、1975年、222-223 ページ、および天田邦子・山野晴雄「青木猪一郎日 記 中沢鎌太日記」『自由大学研究』第4号、1976年 9月、38-49ページ参照。
- 10) 山野晴雄「自由大学関係資料目録」『自由大学運動 60周年記念誌』(自由大学研究別冊2、自由大学研究 会、1981年11月) pp.95-96参照。なお、表は、山野 晴雄「自由大学運動の歴史」長野大学編『上田自由 大学とその周辺』郷土出版社、2006年、29ページか ら作成。
- 11) 暁村生(宮下周)「所感」『浦里村報』第4号、 1922年2月1日。
- 12) 暁「人口を制限せよ」『浦里村報』第10号、1922年 9月15日。
- 13) 同「厳粛な事実の前に」『浦里村報』第19号、1923 年9月15日。
- 14) 宮下周「経費を惜しむ心」『浦里村報』第22号、 1924年2月15日。
- 15) 同「農村よ何所へ行く―吾は農村と共に行く」『浦 里村報』第55号、1927年10月10日。
- 16) 同「年頭に立ちて」『浦里村報』第94号、1926年 1 月10日。

- 17) 井沢譲「農民組合設立の趣旨」『浦里村報』第71 号、1929年1月1日。井沢譲(1899-1975年)は再建自由大学の最後の講義を除く3回を聴講している。井沢については山野晴雄の聴き取り「井沢譲氏に聞く」『自由大学研究』第8号、1983年10月、49-58ページを参照。また、上小農民組合連合会については、上小農民運動史刊行会編『長野県上小地方農民運動史』1985年、第Ⅱ章を参照。
- 18) 宮下「自力更生の旗の下に総代会に於ける宮下村 長の挨拶」『浦里村報』第113号、1933年1月25日。
- 19) 宮下「浦里村更正の導向と本質」『浦里村報』第 117号、1933年8月25日。
- 20) 同「養蚕家の行くべき途」『浦里村報』第100号、 1931年7月20日。
- 21) 前掲「浦里村更正の導向と本質」参照。続く引用も同所より。
- 22) 「昭和11年初総代会に於ける宮下村長の挨拶」 『浦 里村報』第144号、1936年1月20日。
- 23) 宮下周「浦里村経済改善計画説明要旨」『浦里村報』第136号、1935年5月31日。
- 24) 宮下生「天祖開闢の道を学べ」『浦里村報』第130号、1934年11月10日。
- 25) 宮下「『自力更生計画と農民』の筆者 IM 生に与う」 第115号、1933年 3 月15日。
- 26) 山浦国久『更生村浦里を語る』信濃毎日新聞社、 1938年、17ページ。
- 27) 前掲「『自力更生計画と農民』の筆者 IM 生に与う」 参照。
- 28) 宮下生「考えたままに」『浦里村報』第130号、1934年11月10日。
- 29)「産青連の政治進出を宮下村長に聞くの会」『浦里村報』第155号、1937年6月15日
- 30)「長男よ、農村を守れ!」『浦里村報』第168号、 1939年4月15日。
- 31) 鹿野政直「青年団運動の思想」『大正デモクラシー の底流』NHK ブックス、1973年、153-154ページ。
- 32) 猪坂直一『小山邦太郎の足跡』小山邦太郎先生伝刊行会、1979年、77ページ。また後述の沓掛友太郎については、同書186ページを参照されたい。
- 33) 中村政則「経済更生運動と農村統合」東京大学社会科学研究所編『昭和恐慌』東大出版会、1978年、226ページ。なお宮下を採り上げた別の論考に、上條宏之「恐慌下農民運動と経済更正運動の実態」『民衆的近代の軌跡―地域民衆史ノート2』(銀河書房、1981年)がある。
- 34) 信濃教育会事務所編『長野県学事関係職員録』大

- 正期、昭和戦前期の各年度版を参照。
- 35) 堀込の履歴については、前掲『長野県歴史人物大事典』629-630ページ、『上田市誌人物編』208-209ページ、および堀込藤一『清冽なる流れ「神川」と生きて一父堀込義雄』(私家版、2011年) 所収の「略年譜」(386-389ページ) を参照した。
- 36)「路の会」については、渡邊典子「1920~30年代に おける青年の地域活動―長野県神川村『路の会』に よる学習・教育を中心に」『日本教育史研究』第13 号、1994年8月参照。
- 37) 堀込義雄「片輪の集り」『神川』第2号、1925年1 月1日。
- 38) 同「理想の樹立を思う」『神川』第7号、1925年11 月1日。
- 39) 同「思想を根定とする政治団体の出現を望む」『神 川』第8号、1926年1月1日。
- 40) 堀込生「畦間雑草」『神川』第11号、1926年7月1日。
- 41) 堀込義雄「民衆の選挙観に於ける錯誤」第29号、 1929年5月1日。
- 42) 本稿34ページの図のCに含まれる石井泉は、青年会長として電燈料値下げ運動を次のように総括している。「この戦いの最も大なる敗因」は、「今日の社会が……資本家擁護に重きをなしているのに反して、これに対する一般(の電燈)需要者が、そのカラクリを暴露して、真に自己の社会的立場を知ることができない、いわゆる階級意識の無かったことではないか」。しかしその反面で、「今度の争議は確かに吾々の敗戦であったけれども、この戦いによって一般大衆の思想的レベルを高めたことは、本運動における見のがすべからざる収穫であった」(『泉田時報』第58号、1931年6月5日所収の「電燈争議を顧みて」を参照)。
- 43)金井正「奉祝紀元2600年青年正に奮起の秋」『神川』第150号、1940年1月1日。なお金井は、同じ頃に書かれた「科学的教育に就いて(口稿)」の中で次のように述べている、「日支事変を機縁として現われた日本の国民性ほど哀れに貧しいものはない。真面目なものは兵隊ばかりである。一億一心、尽忠報国、国民精神総動員、曰く何々と、今までになかった新熟語の製作ばかりが盛んであって、その中に盛られるべき実践的内容は更にない」(大槻宏樹編『金井正選集』1983年、254ページ)。公的な文章と私的な本音との落差を確認しておきたい。なお、2つの引用の原文は、ともにカタカナ標記。
- 44) 堀込義雄「組織と建設」前掲『神川』第150号所

収。

- 45) 堀込「就任の辞」『神川』(戦後) 第6号、1947年 6月15日。
- 46) 同「年頭の辞」『神川』第31号、1950年1月1日。
- 47) 詳しくは、山越脩蔵・北川太郎吉『神川村分村・開拓団の歴史』私家版、1994年、および大槻宏樹編 『山越脩蔵選集―共生・経世・文化の世界』前野書 店、2002年、参照。
- 48) 堀込「村の自治を語る」『神川』第75号、1953年2 月4日。なお、以下のこの項の叙述については、前 掲注35に挙げた堀込藤一『清冽なる流れ「神川」と 生きて』を参照した。
- 49) 堀込「特集長野県議会報告」『神川』第108号、 1957年4月30日。
- 50) 合併前のアンケートで、堀込は「今後の文化、社会教育等の施設は、現在の町村単位では時代の要請に添うには力が弱すぎる」として賛成している。『神川』第96号、1954年1月1日。
- 51) 以下の叙述は、ジャーナリストで堀込の長男である堀込藤一のルポルタージュ『神と人々の水一菅平

鉱毒反対運動と夢のダム』(銀河書房、1987年)を参 考にした。

- 52) 青年会が編集発行していた時報『神川』には、 1952年8月の第60号から、流域10万住民の完全な勝利を伝える53年10月の第73号まで、詳細な経過が掲載されている。
- 53) 堀込藤一前掲書『神と人々の水』169-171ページ。
- 54) 同前229-230ページ。
- 55) 拙稿「自由大学運動の歴史的意義とその限界」『経済 志 林』第74巻 第1·2 合併 号、2006年 8 月、180-188ページ参照。
- 56) 金井正「教育に関する雑感」1934年12月、大槻宏 樹編『金井正選集』148ページ。
- 57) この「菅平方式」に先鞭をつけたのは、山浦国久によれば長らく神川沿岸土地改良区の理事長を務めた長村村長、倉島蔵二ということである。山浦『越えて行く道 第二集』私家版、1970年、71ページ参照。
- 58) 『浦里村報』(戦後) 第109号、1955年5月10日。